

川崎市アフターケア事業実施要綱

(目的)

第1条 川崎市アフターケア事業（以下「本事業」という。）は、川崎市ホームレス自立支援事業実施要綱（平成18年3月17日健康福祉局長決裁）に規定するホームレス自立支援センター等（以下「センター」という。）の利用後に退所した者に対して、地域での安定した生活を営めるよう支援を行うとともに、野宿の防止を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、川崎市とする。ただし、本事業の全部又は一部を、適切な運営が確保できると認められる法人に委託することができる。

(実施場所)

第3条 本事業の実施場所は、次のとおりとする。

(1) 川崎市内の民間賃貸住宅、公営住宅、簡易宿泊所（以下「賃貸住宅等」という。）

(2) 実施主体が借上げ、本事業利用者との賃貸借契約に基づき使用させる住宅（以下「ファーストハウス」という。）

2 本事業は、次の各号に掲げる住宅では実施しないものとする。

(1) 会社寮、社宅、その他雇用主が従業員のために提供する住宅

(2) 社会福祉施設、グループホーム等で運営主体の職員が常駐する施設（以下「社会福祉施設等」という。）

(対象者)

第4条 本事業の対象者は、センターを退所した者のうち、居宅生活の安定や就労等において、日常生活や就労継続に不安があることから、見守りや支援が必要と認められる者とする。

(利用申込)

第5条 前条の対象者のうち本事業の利用を希望する者は、実施主体に対し、利用の申込みを行う。

2 利用の申込みの際には、個人情報に関する同意書及び別に定める本事業の利用規則を遵守する旨の誓約書を提出するものとする。

3 実施主体は、利用の申込みを受理した場合、福祉事務所長及びセンター施設長と協議の上、申込者に対し、利用の可否について通知しなければならない。

(実施方針)

第6条 本事業は、次の各号に掲げる方針に基づいて実施する。

(1) 利用者の尊厳を重んじ、その意思を十分に尊重し、信頼関係を築き支援を行うこと。

(2) 利用者が地域社会とつながりを持ち、社会参加できるよう支援を行うこと。

(3) 利用者の状況に常に留意し、支援を行うこと。

(事業内容)

第7条 実施主体は、利用者の生活能力、身体機能、就労状況、健康状態、その他生活上の希望などを考慮し、次の各号の業務を行う。

(1) センター退所後に、転居するときの立会い支援

(2) 居宅訪問、電話、手紙等による生活状況の確認、各種相談支援

(3) 自治会、不動産業者、家主等との連絡調整

(4) センター退所後の定着に関する調査・分析

(5) その他生活の安定に必要な支援

(利用期間)

第8条 本事業の利用期間は、利用開始後2年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、ファーストハウスを利用する場合は、利用開始後1年以内とする。ただし、実施主体が、特に必要と認める場合には、2年以内まで延長することができる。

3 ファーストハウスから賃貸住宅等に転居した場合で、本事業の利用期間が2年に満たない場合には、2年以内まで本事業を利用することができる。

(利用者負担)

第9条 本事業の利用に関する費用(家賃等を除く。)は、無料とする。

(利用の終了及び中止)

第10条 実施主体は、第8条に規定する利用期間の満了のほか、本事業の目的を達成したと認められる場合には、支援を終了することができる。

2 実施主体は利用者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、本事業の支援を中止することができる。

(1) 市外に転出したとき。

(2) 社会福祉施設等へ入所したとき。

(3) 医療機関に入院したとき。ただし、入院期間が4週間以内の場合はこの限りではない。

(4) 本事業の利用の辞退を申し出たとき。

(5) 本事業の利用規則や利用契約等に違反したとき。

(6) 3か月以上、連絡がとれないとき。

(7) 死亡したとき。

(8) 前号に掲げる事項のほか、実施主体が必要と認めるとき。

(秘密の保持)

第11条 実施主体は、本事業の実施に際して知り得た秘密について、これを第三者に漏えいしてはならない。

(事業実施の取消)

第12条 市は、本事業を委託して実施する場合、受託者が誠実かつ適正に本事業を実施しないと認めるときは、本事業の委託を取り消すことができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めのない事項については、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(川崎市ホームレス自立支援グループホーム型事業実施要綱の廃止)

2 川崎市ホームレス自立支援グループホーム型事業実施要綱（平成20年4月1日）は、廃止する。